

吉見ノ里駅前広場指定管理予定候補者選定要領

1. 主旨

吉見ノ里駅前広場指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき指定管理予定候補者を選定するに当たり、その審査要件を定める。

2. 選定方針

次の項目を選定及び審査に当たっての方針とする。

- ・ 吉見ノ里駅前広場（以下「駅前広場」という。）を田尻町の情報発信の場として機能している提案内容であるかどうか。
- ・ 産業振興、観光の拠点として提供できる提案内容であるかどうか。
- ・ 維持管理経費の軽減ができる提案内容かどうか。
- ・ 維持管理における環境美化に努める提案内容かどうか。

3. 審査方法

募集要綱に基づき応募のあった参加者団体（以下「応募団体」という。）から提出された書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を対象に審査し、評価点が6割以上の応募団体の中から、評価点の総合計が最も高い提案をした団体を指定管理予定候補者とするものとする。

4. 審査評価対象、審査項目及び配点

（1）審査評価対象は、次のとおりとする。

- ① 団体の概要
- ② 事業計画書
- ③ 収支計画書
- ④ プレゼンテーション及びヒアリング

（2）審査項目及び配点は、別表吉見ノ里駅前指定管理者審査基準（以下「審査基準」という。）のとおりとする。

5. 審査員

（1）審査は、学識経験者、田尻町民のうちから田尻町長から委嘱する吉見ノ里駅前指定管理者候補者選定委員会委員 **4名** で構成する同選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

（2）選定委員会は、審査に基づき指定管理予定候補者、指定管理予定候補次点を決定し、田尻町長に答申を行う。

6. 審査（プレゼンテーション等）の実施

（1）審査場所、日時は、次のとおり予定する。

場所：田尻町本庁舎 2階会議室（予定）

日時：令和8年11月上旬（予定）

（2）1応募団体当たり参加者は3名以内とし、プレゼンテーション等は 40

分以内（企画提案 30 分、質疑 10 分）とする。

- （３）スケジュール詳細は、応募団体数が確定した後、応募者に通知するものとする。

7. 審査、評価

- （１）事前審査として、提出のあった書類、書類に記載された内容が募集要項及び仕様書等に定める要件を満たすものであるか確認を行うものとし、要件の確認については、田尻町事業部都市みどり課が行う。
- （２）前号の事前審査の結果、要件を満たさないことが確認された場合は、審査において評価をしないものとする。
- （３）選定委員会委員は、審査事項等に定める各評価事項について、次表に掲げる基準により評価する。

評価基準	採点（10 点満点の場合）	採点（20 点満点の場合）
A（優れている）	10 点	20 点
B（やや優れている）	8 点	16 点
C（普通）	6 点	12 点
D（やや劣る）	4 点	8 点
E（劣る）	2 点	4 点
記載なし、説明なし	0 点	0 点

- （４）応募団体がプレゼンテーション等を辞退した場合は、事業計画書等の提出された書類のみで審査を行う。

8. 指定管理者予定候補者の決定

前項による各審査員の評価点の合計（100 点×4 委員＝400 点満点）、240 点以上で最高評価点を得た応募団体を指定管理者予定候補者とし、次点を指定管理者予定候補次点者として選定委員会から田尻町長に答申が行われる。

9. 選定結果の公表

選定結果については、全ての応募団体に対し、指定管理者予定候補者の名称及び評価点（総合計点）を通知する。また、ホームページでも公表するものとする。

また、指定管理者予定候補者以外の応募団体については、通知の際に参考として自己の評価点の合計得点をあわせて通知するものとする。